

従って、本項但し書きにおいては、免責される場合から、当該開示関係役務提供者自身が発信者である場合を除外することとしたものである。

5 附則

この法律は、①公布の日から起算して六月を超えない範囲内において②政令で定める日から施行する。

【趣旨】

本附則は、本法律の施行期日を定めるものである。

具体的な施行日は、公布の日から6か月以内の政令で定める日である。

【解説】

① 「公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」
本法律は、インターネットでのウェブページ等の特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、次の規定を定めるものである。

a 第3条の規定により、特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたときに、関係役務提供者が、これによって生じた損害について、賠償の責めに任じない場合等の規定

b 第4条の規定により、特定電気通信による情報の流通により自己の権利を侵害された者が、開示関係役務提供者に対し、当該プロバイダが保有する発信者情報の開示を請求できる規定

このように、本法律では、関係役務提供者の損害賠償責任を制限するとともに、発信者情報の開示請求権を創設し、発信者情報の開示を受けた者の義務をも定めるものであるため、関係する当事者が多数に及ぶことから、法律の施行までに十分な時間的余裕をもって周知活動する必要がある。

また、開示関係役務提供者が保有する発信者情報に関しては、氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報について総務省令で定めることとなっており、パブリックコメントを含めた3～4か月程度の準備期間が必要である。

このため、公布の日から6か月以内の政令で定める日に施行することとされたものである。

② 「政令で定める日」

「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任及び発信者情報の開示に関する法律の施行期日を定める政令」(平成14年政令第178号)により、平成14年5月27日とされている。